## (様式2)

「京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正」と 「し尿の計画収集」についての概要

## 1 目的と背景

現在、し尿収集はハガキ・ファクシミリ・市ホームページなどで申込を行い、し尿処理券により手数料を支払う方式となっています。今回、現行方式のほかに、より利便性が高いと考えられる「計画収集」と「口座振替」の方法を取り入れることとし、口座振替を行うための条例の一部改正を行うものです。

#### 2 内容

[京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正]

し尿処理の手数料納入について、現行のし尿処理券のほかに口座振替による方法を取り入れるため、条例の一部改正を行います。また、これまで施行規則で定めてあった廃棄物の手数料徴収方法についても、あわせて条例で定めることとしました。

# [し尿の計画収集]

し尿収集について、現行のハガキ・ファクシミリ・市ホームページなどによる申込のほかに、計画収集による方法を新たに取り入れるものです。

まず、利用者は事前に計画収集の登録申請を行い、各センターに登録された指定収集日に基づき、業者は汲取業務を行います。一旦登録すれば以降の申込は不要となります。業者にとっても計画的な収集業務にあたることができますし、ハガキ代や収集車燃料代の節約にもつながります。ごみ収集のように日時と地区を決めた収集方法は近隣でもありますが、登録制度による収集方法は府内でも珍しい取組です。

## 3 施行期日について

平成17年12月1日施行予定